

事務連絡  
令和3年10月1日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中  
市区町村

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の10月以降の実施方針について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者支援施設等を含む高齢者施設等の従事者等の検査に関しては、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査実施計画の7月以降の実施方針等について」（令和3年6月17日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、4月から6月までを目途とする高齢者施設等の従事者等の検査の集中的な実施計画について、7月以降、当面の間、地域の感染状況に応じて、当該計画に基づく集中的検査の継続実施をお願いしているところです。

同事務連絡において、集中的実施計画に基づく集中的検査については、ワクチンの接種状況や感染状況等を踏まえて、その在り方について検討し、改めてその後の実施方針をお示しするとしていたところですが、今般、10月以降の集中的実施計画の実施方針について、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の10月以降の実施方針について」（令和3年10月1日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において示されました。

つきましては、別添の内容につきましてご了解いただくとともに、管内の関係団体等へ周知いただきますようお願いいたします。